

発表日 令和4年4月22日

担当課：観光政策課
直通：092-643-3454
内線：3696
担当：田中、向

旅館ホテル等の生産性向上を支援します！ ～ 福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金の募集を開始～

県では、宿泊税を活用し、県内宿泊業の持続的な成長の促進と本県の観光産業の高付加価値化を図るため、「福岡県生産性向上支援センター」において宿泊事業者の生産性向上に取り組んでいます。

今回、このセンターの支援を受けている宿泊事業者が実施する生産性向上の取組や設備投資を資金面で後押しする補助制度の募集を開始します。

1 補助対象者

福岡県内(政令市を除く)で宿泊施設の営業許可を受けた中小企業者等であり、センターの生産性アドバイザーの支援を受け、生産性向上の取組(※)を行っている者

2 対象施設

福岡県内(政令市を除く)の旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業届出施設(民泊)
(県の宿泊税を活用した補助制度であるため、政令市を除く県域を対象としています)

3 補助額等

- (1) 補助率 … 1/2以内
- (2) 補助限度額 … 300万円
- (3) 採択件数 … 15件程度

※ 生産性向上の取組

- ・ マーケティング等を踏まえたサービスの付加価値や売上の向上
- ・ IT や機器等を活用した業務効率化によるコスト削減 など

4 補助対象事業

センターのアドバイザーが作成した生産性向上支援計画の中に位置づけられ、福岡県内(政令市除く)に所在する宿泊施設、その従業員等を対象として実施する、生産性向上に効果的な事業(業務改善、光熱水費の削減、人材育成、需要創出などの取組に対し支援)

5 申請方法等

(1) 申請の流れ

- ① 生産性向上を目的に、センターに支援の申込。アドバイザーが現状分析を行い、申請者とともに生産性向上支援計画書を作成
- ② 生産性向上支援計画に位置付けられた事業について、交付申請

(2) 申請期限

- ① 本補助金利用企業のセンターへの支援申込期限 … 令和4年5月31日(火) 12時
 - ② 本補助金の申請書提出期限 … 令和4年7月26日(火) 12時
- ※ センターへの生産性向上支援の申込は、本補助事業のスケジュールに関わらず随時受付を行っています。

(3) 提出方法

原則として郵送での提出とします(持参される場合は、事前にご連絡ください)

(4) お問い合わせ先・申請先

- ① 生産性向上支援の申込先: 福岡県中小企業生産性向上支援センター
- ② 本補助金申請書の提出先: 福岡県商工部観光局観光政策課

※ 詳細は、別添チラシをご参照ください。

中小企業生産性向上支援センターによる支援を受けている 宿泊事業者(政令市を除く)を対象とした補助金です！

福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金 ～第1期募集を開始します！～

宿泊税を活用し、県内宿泊業の持続的な成長の促進と本県の観光産業の高付加価値化を図るため、県が設置する「福岡県中小企業生産性向上支援センター」による支援を受けている、宿泊事業者（政令市を除く）が実施する生産性向上の取組や設備投資を支援する補助制度です。

<生産性向上に向けた取組>

- ・マーケティング等を踏まえたサービスの付加価値や売上の向上
- ・ITや機器等を活用した業務効率化によるコスト削減 など

申請の流れ

- ①生産性向上を目的に、センターに支援の申込を行ってください。
- ②申込後、アドバイザーと生産性向上に取り組み、現状分析、対策案検討を経て支援対象事業が生産性向上に必要なかつ効果的であると認められ生産性向上支援計画書に位置づけられた場合(作成に1～2か月程度要します)、補助金の申請が可能となります。

申請期限

- ①本補助金利用企業のセンターへの支援申込書提出期限

令和4年5月31日(火)12時 ※必着

- ②本補助金の申請書提出期限

令和4年7月26日(火)12時 ※必着

※センターへの生産性向上支援の申込は本補助事業のスケジュールに関わらず、随時受付を行っています。

補助対象者

福岡県内(政令市を除く)で宿泊施設の営業許可を受けた中小企業者等であり、センターの生産性アドバイザーの支援を受け、生産性向上の取組を行っている者

補助対象事業

センターの生産性アドバイザーが作成した生産性向上支援計画の中に位置づけられ、福岡県内(政令市を除く)に所在する宿泊施設、その従業員等を対象として実施する、生産性向上に効果的な事業

補助対象経費	施設区分	
	旅館 ホテル等	民泊
①施設整備に必要な設計費、工事費等	○	
②装置、器具、ソフトウェア等の購入及び改良費	○	○
③②の装置等導入に付随する経費(運搬費、設置工事費等)	○	○
④社員の人材育成研修、労働環境改善、業務改善に係る経費	○	○
⑤新たなサービス展開のためのマーケティング調査費、広告宣伝費	○	○

補助金額

- 補助率 補助対象経費の1/2以内
- 補助限度額 300万円
- 採択件数 15件程度

対象施設

下記A、B両方を満たす必要があります。

A. 福岡県内(北九州市・福岡市除く)に所在し、以下の営業、または住宅宿泊事業(民泊)の営業を行っている宿泊施設

- ① 旅館・ホテル営業(旅館業法第2条第2項)
- ② 簡易宿所営業(旅館業法第2条第3項)

B. 新型コロナウイルス感染症対策(消毒液の設置、宿泊者を把握するための宿泊客名簿への正確な記載等)を講じており、福岡県の「感染防止認証マーク」、または「感染防止宣言ステッカー」を掲示している施設

ただし、国及び地方公共団体が管理又は運営する施設は対象外となります。
※国又は地方公共団体から運営委託又は指定管理を受けている施設も含む

申請方法

原則、郵送での提出とします(持参される場合は、事前にご連絡下さい)。

提出書類

以下のホームページからダウンロードしてください。

【福岡県庁HPTトップページ>テーマから探す>しごと・産業・観光>観光振興】

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisanseikoujo-syukuhakugyou.html>



お問い合わせ・提出先

①生産性向上支援の申込先

福岡県中小企業生産性向上支援センター

住所：〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50福岡県吉塚合同庁舎1階

電話：092-292-8890 FAX：092-292-8688

受付時間：9時00分～12時00分／13時00分～17時00分 ※土、日、祝日を除く。

②補助金申請書の提出先(本補助金に関する問い合わせ先)

福岡県商工部観光局観光政策課 観光産業係

住所：〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

電話：092-643-3456

受付時間：9時00分～17時00分 ※土、日、祝日を除く。

※補助金申請に関する事前相談<任意>

福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合

電話：092-737-5050 ※土、日、祝日を除く。

受付時間：10時00分～16時30分 ※同組合の組合員施設でなくても相談可能です。